

沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

施行：平成20年9月4日部長決裁
改正：平成23年4月1日部長決裁
改正：平成28年3月3日部長決裁
改正：平成29年10月6日部長決裁
改正：令和3年3月10日部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、第2条第7号に定める産業廃棄物処理施設等の設置（変更を含む。以下同じ。）が周辺の生活環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の生活環境保全上の意見を求めるための手続きその他の調整に関し必要な事項を定めることにより、当該産業廃棄物処理施設等の設置者における適正な設置計画の決定に資するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (3) 処理事業者 排出事業者（自らその産業廃棄物を運搬又は処分する者に限る。）及び産業廃棄物処理業者をいう。
- (4) 積替・保管場所 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管のために供する場所をいう。
- (5) 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設その他産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
- (6) 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
- (7) 産業廃棄物処理施設等 積替・保管場所、中間処理施設及び最終処分場をいう。

(県の責務)

第3条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、法、政令、省令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年規則第61号。以下「細則」という。）並びにこの要綱に基づき、処理事業者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置に関し必要な指導、助言等を行うものとする。

(処理事業者の責務)

第4条 処理事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、地域の生活環境を保全しなければならない。

- 2 処理事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、その設置について、当該設置をしようとする場所の周辺地域に在する住民等の当該設置に関し利害関係を有する者（以下「地域住民等」という。）の理解を得られるよう努めるとともに、地域住民等との

間に紛争が発生したときは、責任を持ってその速やかな解決に努めなければならない。

(事前協議)

第5条 処理事業者は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設等の設置に係る申請又は届出を行おうとする場合は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(別記様式第1号。以下、「事前協議書」という。)により、知事と協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。

(1) 次に掲げる収集運搬業に係る申請又は届出

ア 法第14条第1項又は第14条の4第1項による収集運搬業の許可の申請(積替・保管場所を設置する場合に限る。)

イ 第14条の2第1項又は第14条の5第1項による収集運搬業の変更の許可の申請(事業の範囲の変更として積替・保管場所を新たに設置する場合、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類を追加する場合に限る。)

ウ 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項による収集運搬業の変更の届出(法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)であって、規則第10条の10第1項第5号に掲げる事項(許可証(細則第11条に基づき、保管場所の面積又は保管上限が書き換えられて交付された場合は、書き換え前の許可証。)に記載された保管場所の面積又は保管上限が10%以上増加する場合、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類を追加する場合、積替・保管場所の所在地を変更する場合に限る。)に係るもの

(2) 次に掲げる処分業に係る申請又は届出

ア 法第14条第6項又は第14条の4第6項による処分業の許可の申請(事業の用に供する施設が以下の種類の中間処理施設である場合に限り、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に基づく許可を受けている場合を除く。)

(ア) 政令第3条第2号イで規定する焼却設備により産業廃棄物の処理を行う施設(以下、「焼却施設」という。)

(イ) 政令第3条第2号ロで規定する熱分解設備により産業廃棄物の処理を行う施設(以下、「熱分解施設」という。)

イ 法第14条の2第1項又は第14条の5第1項による処分業の変更の許可の申請(事業の範囲の変更に伴ってアに掲げる中間処理施設を変更又は追加する場合、アに掲げる中間処理施設で処理する産業廃棄物の種類を追加する場合に限り、当該施設が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に基づく許可を受けている場合を除く。)

ウ 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項による処分業の変更の届出(法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)であって、規則第10条の10第1項第4号に掲げる事項(アに掲げる中間処理施設であって、許可証(細則第11条に基づき、用いる施設の処理能力が書き換えられて交付された場合は、書き換え前の許可証。)に記載された処理能力が10%以上増加する場合、施設の設置場所の所在地を変更する場合に限る。)及び第6号に掲げる事項の変更(アに掲げる中間処理施設であって、許可証(細則第11条に基づき、保管場所の面積又は保管上限が書き換えられて交付された場合は、書き換え前の許可証。)に記載された保管場所の面積又は保管上限が10%以上増加する場合、保管する産業廃棄物の種類を追加する場合に限る。)に係る届出

(3) 次の施設(過去に第15条の事前協議終了通知書の送付を受けた施設であって、協議事項に変更が無い場合を除く。)に係る法第15条第1項又は第15条の2の6第1項による許可の申請

ア 政令第7条第3号で規定する汚泥の焼却施設

イ 政令第7条第5号で規定する廃油の焼却施設

- ウ 政令第7条第8号で規定する廃プラスチック類の焼却施設
 - エ 政令第7条第9号で規定する施行令別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
 - オ 政令第7条第10号で規定する水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
 - カ 政令第7条第10号の2で規定する廃水銀等の硫化施設
 - キ 政令第7条第11号で規定する汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
 - ク 政令第7条第11号の2で規定する廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
 - ケ 政令第7条第12号で規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
 - コ 政令第7条第12号の2で規定する廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
 - サ 政令第7条第13号で規定するポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
 - シ 政令第7条第13号の2で規定する産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号に掲げるものを除く）
 - ス 政令第7条第14号で規定する産業廃棄物の最終処分場
- 2 前項の事前協議書には、別表1に掲げる書類を添付するものとする。

（関係地域の設定）

- 第6条** 知事は、前条第2項に基づく事前協議書の提出があった場合には、当該産業廃棄物処理施設等が設置されることにより生活環境に及ぼす影響が生じるおそれのある地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に事前協議書の提出があった旨通知するとともに、関係地域の範囲について意見を求めるものとする。
- 2 知事は、関係地域の範囲を変更する必要があると認めた場合は、前条第1項により事前協議を行う処理事業者（以下「事前協議者」という。）に関係地域の範囲を変更するよう通知するものとする。
- 3 前項の場合において、知事は、関係市町村長の意見を勘案するものとする。

（合意の形成）

- 第7条** 事前協議者は、第5条第1項による事前協議に係る事業計画等について、前条により通知された関係地域における地域住民等の合意の形成を図らなければならない。
- 2 事前協議者は、地域住民等及び関係市町村長から、産業廃棄物処理施設等の設置等に関する協定の締結に関する要望があった場合には、当該協定を締結するよう努めなければならない。

（公告及び縦覧）

- 第8条** 事前協議者のうち、第5条第1項第2号に掲げる焼却施設又は熱分解施設及び第3号に掲げる施設に係る申請又は届出を行おうとする者は、第5条第2項による事前協議書を提出した後、日刊新聞紙への掲載その他適当な方法により事前協議書を作成した旨を公告し、関係地域内において、事前協議書を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

（説明会の開催）

- 第9条** 事前協議者は、事前協議書の内容及び産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響について地域住民等に周知させるための説明会（以下「説明

会」という。)を開催しなければならない。

- 2 事前協議者は、前項に基づき説明会を開催するときはあらかじめ知事の意見を聴いて、その開催予定の日時及び場所を定め、説明会開催通知書(別記様式第2号)を知事及び関係市町村長に提出するとともに、日刊新聞紙への掲載その他適当な方法により地域住民等に広く周知するものとする。なお、前条に基づく公告及び縦覧を行う事前協議者にあつては、当該縦覧期間内において説明会を開催することとする。
- 3 事前協議者は、説明会においては、事前協議書の写し、又は、事業計画の概要を記載した書類及び図面等並びに産業廃棄物処理施設等に係る構造図等を配布し、その内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

(説明会実施状況等の報告)

第10条 事前協議者は、説明会を開催したときは、速やかに説明会実施状況報告書(別記様式第3号)により知事及び関係市町村長へ報告しなければならない。

(事前協議書についての住民意見の提出)

第11条 事前協議書について、生活環境の保全上の見地からの意見を有する地域住民等は、説明会を開催した日から起算して2週間を経過する日まで(第8条に基づく公告及び縦覧を行った場合にあつては、当該公告の日から同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで)の間に事前協議者に対して、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出することができる。

(見解書の提出)

第12条 事前協議者は、前条により提出された地域住民等からの意見の概要と当該意見への対応方法(前条による意見書の提出がなかったときは、その旨)について、見解書(別記様式第4号)を知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

(必要な措置の指示)

- 第13条** 知事は、前条の見解書の提出があつたときは、事前協議者に対し、事前協議書の内容に係る生活環境の保全上の見地からの必要な措置を指示するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、事前協議書について関係市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を求めるものとする。
 - 3 第1項の場合において、知事は、前項による当該市町村長の意見並びに第12条の見解書に記載された意見及び対応方法を勘案するものとする。

(指示事項に関する協議等)

- 第14条** 事前協議者は、前条第1項による指示を受けたときは、当該指示に従って、事業計画の検討や関係機関との協議等(以下「指示事項に関する協議」という。)を自らの責任において行わなければならない。
- 2 事前協議者は指示事項に関する協議を終えたときは、指示事項に関する協議終了報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。
 - 3 前項の協議終了報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(事前協議の終了)

第15条 知事は、第13条第1項において事前協議者に対して指示する事項がないとき又は前条第2項の協議終了報告書の内容が適当であると認めるときは、事前協議を終了し、その旨を事前協議終了通知書(別記様式第6号)により事前協議者、関係市町村長に対し通知するものとする。

(許可の申請等)

第16条 前条の事前協議終了通知書を受領した事前協議者（以下「事前協議終了者」という。）は、第5条第1項各号に掲げる申請又は届出を行うことができる。

(事前協議の有効期間)

第17条 第5条第2項の事前協議書を提出した日の翌日から起算して3年以内に事前協議が終了しないときは、当該事前協議はその効力を失うものとする。ただし、事前協議者から事前協議の延長の申し出があり、知事がこれを正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

2 事前協議終了者が事前協議終了通知書を受領した日の翌日から起算して2年以内に第5条第1項各号に掲げる申請又は届出をしないときであって、その間に関係地域の生活環境の状況が変化すると認められるときは、当該事前協議終了通知書はその効力を失うものとする。ただし、事前協議終了者から申請又は届出に係る遅延の申し出があり、知事がこれを正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

(勧告及び報告の徴収等)

第18条 知事は、この要綱で定める手続きの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該手続きの実施に関し必要な勧告をすることができる。

2 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、処理事業者に対し、報告又は資料の提供を求めることができる。

3 知事は、処理事業者が第1項の勧告に従わなかったとき又は前項の求めに応じないときは、その旨及び当該勧告又は求めた報告の内容を公表することができる。

(書類の経由)

第19条 この要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、産業廃棄物処理施設等を設置しようとする地域を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

(適用除外等)

第20条 この要綱は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 地方公共団体、国又は法第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが産業廃棄物処理施設等を新たに設置し、又は変更する場合

(2) 市町村長が制定した条例等に基づきこの要綱と同等の手続きが実施されると認められる場合であって、この要綱に係る手続きを適用しないことについて関係市町村長の同意が得られた場合

(3) 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年12月27日条例第77号）に基づく環境影響評価の手続きを実施する場合

(4) 第5条第1項第1号に掲げる収集運搬業に係る申請又は届出を行う場合であって、積替・保管場所の設置場所が、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域における同法第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域である場合又は港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区（同条第2項で規定する重要港湾内であるものに限る。）である場合

(5) 第5条第1項第1号に掲げる収集運搬業に係る申請又は届出を行う場合であって、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を伴わない積替えのために供する場所の設置場所が、港湾法第2条第2項に規定する重要港湾内又は地方港湾内である場合

2 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）又は沖縄県環境影響評価条例（平成12

年12月27日条例第77号)に基づく環境影響評価の手続きを終了した産業廃棄物処理施設等については、事前協議書に環境影響評価の手続きを終了したことを証する書面を添付することで、この要綱に基づく手続きを終了したものとみなす。

(準用)

第21条 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとする場合であって、知事が必要と認めるものについては、この要綱を準用することができる。

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に第5条第1項に規定する申請又は届出をしている者については、この要綱は適用しない。

附 則 (平成23年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事前協議を開始するものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月3日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事前協議を開始するものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年10月6日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事前協議を開始するものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月10日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事前協議を開始するものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

別表 1 (第 5 条関係)

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 産業廃棄物処理施設等の位置図 (縮尺1/25,000程度のもの) 及び付近の状況のわかる地形図 (縮尺1/2,500程度のもの)
- (3) 産業廃棄物処理施設等の位置・構造等の設置に関する計画書 (第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる熱分解施設及び第 3 号の場合に限る。)
- (4) 産業廃棄物処理施設等 (保管施設を含む。) の構造・能力を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (5) 産業廃棄物処理施設等の設置場所の字図、地番等の一覧及び土地の登記事項証明書
- (6) 中間処理施設にあっては、次に掲げるもの
 - ア 処分後の産業廃棄物の処理方法
 - イ 処理工程図
- (7) 最終処分場にあつては、次に掲げるもの
 - ア 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - イ 災害防止のための計画書
- (8) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画書 (第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる焼却施設又は熱分解施設及び第 3 号の場合に限る。)
- (9) 産業廃棄物処理施設等が設置されることにより生活環境に及ぼす影響が生じるおそれのあると考えられる地域の範囲を記載した書類
- (10) 産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 (第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる焼却施設又は熱分解施設及び第 3 号の場合に限る。)
- (11) 産業廃棄物処理施設等の設置に係る関係法令の規制状況 (別記様式第 7 号)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別表 2 (第14条関係)

- (1) 産業廃棄物処理施設等を設置しようとする事業場の敷地の所有者の同意書
- (2) 産業廃棄物処理施設等を設置しようとする事業場の敷地に隣接する土地の所有者の同意書 (産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の所在地が、都市計画法第 5 条第 1 項で規定する都市計画区域における、同法第 8 条第 1 項で規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域以外の地域である場合の許可の申請又は届出に限る。)
- (3) 地域住民等又は関係市町村長との協定書 (地域住民等又は関係市町村長から締結の要望があつた場合に限る。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類